

告 示

埼玉県告示第千五百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ipo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美えな塾

三 代表者の氏名

片山 弥生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市仲町一丁目十一番四十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、女性の産前産後の心身の健康に関する悩みに広く迅速に対応するために、産前産後の心身のケアに関する相談、教育、情報提供ならびに普及啓蒙活動を行い、女性が安心安全に産前産後を過ごせる健全な社会環境の実現に寄与することを目的とする。